

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

営業所名： さいたま

※対象期間：2022年10月～2023年3月

派遣労働者数（1日平均）	46 名
派遣先の事業所数	11 社
派遣料金の平均額（8時間平均）	17,912 円
派遣労働者の賃金の平均（8時間平均）	12,216 円
マージン率	31.8%

《労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等》

労使協定を締結しているか・否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の条件	原則：派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	2023年4月1日～2024年3月31日

《教育訓練に関する事項》

教育訓練の種類	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給
ビジネスマナー教育	入職 派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
ヒューマンエラー教育	派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
品質管理教育	派遣労働者	OJT	派遣元/派遣先事業主	無償	有給
メンタルヘルス教育	派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
QC・5S製造現場教育	派遣労働者	OJT	派遣元/派遣先事業主	無償	有給